



# 島根県報

令和6年3月29日（金）

号外第38号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【教委規則】

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	（教育庁総務課）	2
教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の一部を改正する規則	（ 〃 ）	3
市町村立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	（学 校 企 画 課）	3

### 【教委告示】

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則第29条に規定する単位の修得基準の一部改正	（学 校 企 画 課）	6
--	-------------	---

### 【教委訓令】

教育職員の任免発令式の一部改正	（学 校 企 画 課）	6
市町村立学校の学校栄養職員及び事務職員の任免発令式の一部改正	（ 〃 ）	7

### 【教育長訓令】

島根県教育委員会職員被服等貸与規程の一部改正	（教育庁総務課）	7
------------------------	----------	---

**教 育 委 員 会 規 則**

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

**島根県教育委員会規則第4号**

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則（昭和32年島根県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中「に定める中学校・小学校等教育職給料表級別基準職務表別表の」を「及び別表第1の2の級別基準職務表別表に定める」に改める。

附則に次の1項を加える。

（条例附則第10項の規定の適用を受ける育児短時間勤務教職員等の給料月額の特例計算）

22 育児休業条例附則第5項（育児休業条例附則第6項の規定により読み替えられた育児休業条例第22条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた条例附則第10項の規定の適用を受ける育児短時間勤務教職員等について、同項の規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該育児短時間勤務教職員等の給料月額とする。

別表第1の次に次の1表を加える。

**別表第1の2（第2条関係）**

行政職給料表級別基準職務表別表

職務の級	基 準 職 務
5 級	事務専門幹

別表第6の3備考3中「学校事務職員（経験者）採用選考試験」を「次の各号に掲げる試験」に改め、同表備考3に次の各号を加える。

- (1) 学校事務職員（経験者）採用選考試験
- (2) 障がい者を対象とした職員採用選考試験

別表第9の4中「同 母衣小学校」を削り、「同 湖南中学校」を「同 湖南中学校 」「同 東出雲中学校」に、「同 河南中学校」を「同 河南中学校」に改め、「浜田市立第一中学校」を削る。  
同 浜山中学校」

別表第9の5中「松江市立雑賀小学校」を「松江市立母衣小学校」に、「同 宍道小学校」を「同 宍道小学校」に改め、「同 佐太小学校」を削り、「同 赤江小学校」を「同 赤江小学校」に改め、「同 奥出雲町立三成小学校」

鹿島中学校 」「出雲市立浜山中学校」を削り、「出雲市立平田中学校」に、「浜田市立第一中学校」を削る。  
東出雲中学校」 同 平田中学校」を「出雲市立平田中学校」に、「浜田市立第二中学校」を「同 第一中学校」に改める。  
第二中学校」

別表第10の3中「同 鳥上小学校」を削る。

**附 則**

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。  
(管理職手当に関する経過措置)
- 2 この規則の施行の日(以下この項において「施行日」という。)の前日において、この規則による改正前の市町村立学校の教職員の給与に関する規則別表第9の4又は別表第9の5に掲げられている学校に在職し管理職手当の支給を受けていた教育職員で施行日以降この規則による改正後の市町村立学校の教職員の給与に関する規則(以下この項において「改正後の規則」という。)別表第9の4又は別表第9の5に掲げられなくなる学校に引き続き在職するものの管理職手当の区分については、当該教育職員が当該学校に在職する間、改正後の規則別表第9の4又は別表第9の5にかかわらず、なお従前の例による。

---

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

#### 島根県教育委員会規則第5号

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の一部を改正する規則

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則(昭和26年島根県教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第7条第1項の表備考第4号」を「第7条第1項の表備考第6号」に改める。

第3条中「第16条の2第1項」を「第16条第1項」に改める。

第7条第5項中「第38項及び第39項」を「第35項及び第36項」に改める。

第9条中「第5条第3項」を「第5条第2項」に改める。

第11条第1項中「第5条第6項」を「第5条第5項」に改める。

第17条の2第1項中「第5条第2項若しくは第16条の2第1項」を「若しくは第16条第1項」に、「第5条第3項」を「第5条第2項」に、「第5条第6項」を「第5条第5項」に改める。

第28条第1項第8号イ中「第38項及び第39項」を「第35項及び第36項」に改める。

第29条中「第37項から第39項まで」を「第34項から第36項まで」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条第2項の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

---

市町村立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

#### 島根県教育委員会規則第6号

市町村立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する規則(令和元年島根県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

市町村立学校の会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償の支給に関する規則

第1条中「会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例」を「会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償支

給条例」に、「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第3条第3項中「第8条第1項第2号及び第11条第2項第3号において」を「以下」に改め、「第55条の2第1項」の次に「ただし書」を加え、「専従許可を」を「許可を」に、「第8条第1項第2号及び第11条第2項第4号において」を「以下」に改め、「平成3年法律第110号」の次に「。以下「育児休業法」という。」を加える。

第11条第1項第1号中「昭和41年島根県条例第59号」の次に「。以下「企業局職員給与条例」という。」を、「平成19年島根県条例第29号」の次に「。以下「病院局職員給与条例」という。」を加え、同条第5項第5号中「第13条第2項第3号」を「第13条第4項第3号」に改める。

第12条第1項及び第2項中「職員」を「教職員」に改める。

第13条第1項中「次項」を「第4項」に改め、同項第2号中「昭和29年島根県条例第6号」の次に「。以下「県立学校教育職員給与条例」という。」を加え、「島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例」を「企業局職員給与条例」に、「島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例」を「病院局職員給与条例」に改め、同条第4項第4号中「職員の給与の支給に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第1号）第16条第4項第4号から第8号まで又は県立学校の教育職員の給与に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第11号）第40条第4項第4号から第8号までに掲げる」を「次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

ア 職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年島根県条例第76号）第2条の規定により自己啓発等休業をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間

イ 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年島根県条例第35号）第2条の規定により配偶者同行休業をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間

ウ 育児休業法第10条第1項の規定による育児短時間勤務又は同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員として在職した期間については、当該期間から当該期間に育児短時間勤務に係る算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間の2分の1の期間

エ 法第26条の2第1項の規定による修学部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間については、その2分の1の期間

オ 法第26条の3第1項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間については、その2分の1の期間

第16条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同条を第22条とし、第15条の次に次の6条を加える。

（勤勉手当の支給対象者）

**第16条** 条例第6条第1項前段に規定する任期の定めが6月以上の職員に準ずる者として教育委員会規則で定める教職員については、第10条第1項に定める者とする。

2 第11条第2項から第8項までの規定は、前項の教職員について準用する。この場合において、第11条第4項及び第8項中「条例第5条第1項後段」とあるのは「条例第6条第1項後段」と、第11条第5項及び第6項中「条例第5条第1項前段」とあるのは「条例第6条第1項前段」と、第11条第5項第2号中「第3条第1号又は第2号」とあるのは「第3条」と読み替えるものとする。

（勤勉手当の人事評価期間）

**第17条** 条例第6条第1項前段に規定する教育委員会規則で定める期間は、県教育委員会が定める基準日以前における直近の人事評価の評価期間とする。

（勤勉手当の支給日）

**第18条** 条例第6条第1項前段に規定する教育委員会規則で定める日は、報酬の支給単位が月額である教職員にあっては、次の各号に掲げる勤勉手当の区分に応じ、当該各号に定める日とする。ただし、当該各号に定める日が県の休日当たるときは、その日前において、その日に最も近い県の休日でない日とする。

(1) 6月1日を基準日とする勤勉手当 6月30日

(2) 12月1日を基準日とする勤勉手当 12月10日

2 報酬の支給単位が日額又は時間額である教職員の勤勉手当の支給日は、次の各号に掲げる勤勉手当の区分に応じ、当該各号に定める日とする。ただし、当該各号に定める日が県の休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い県の休日でない日を支給日とする。

(1) 6月1日を基準日とする勤勉手当 6月30日

(2) 12月1日を基準日とする勤勉手当 12月25日

(勤勉手当の支給割合)

**第19条** 勤勉手当の支給割合は、次項に規定する教職員の勤務期間による割合に第6項に規定する勤務成績による割合を乗じて得た割合とする。

2 前項の勤務期間による割合は、基準日以前6箇月以内の期間における教職員の勤務期間の区分に応じて、次の表に定める割合とする。

勤務期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月15日以上6箇月未満	100分の95
5箇月以上5箇月15日未満	100分の90
4箇月15日以上5箇月未満	100分の80
4箇月以上4箇月15日未満	100分の70
3箇月15日以上4箇月未満	100分の60
3箇月以上3箇月15日未満	100分の50
2箇月15日以上3箇月未満	100分の40
2箇月以上2箇月15日未満	100分の30
1箇月15日以上2箇月未満	100分の20
1箇月以上1箇月15日未満	100分の15
15日以上1箇月未満	100分の10
15日未満	100分の5
0	0

3 前項に規定する勤務期間は第13条第1項各号に規定する職員として在職した期間とし、その計算についてはこれらの期間（同一の期間内に2以上の職に在職した期間については、これらの職に在職した期間のうち一の期間）を通算する。

4 第13条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による勤務期間の計算について準用する。

5 第3項の規定による勤務期間の計算については、次に掲げる期間を除算する。

(1) 次に掲げる職員として在職した期間

ア 基準日において停職処分を受けている教職員

イ 基準日において専従許可を受けている教職員

ウ 育児休業法第2条の規定により育児休業（第13条第4項第3号ア及びイに掲げる育児休業を除く。）をしている教職員

(2) 休職にされていた期間

(3) 第8条の規定により給与の減額の対象となった期間

(4) 休暇等規則第6条第2項第13号に規定する私傷病休暇の承認を受けて勤務しなかった全期間

(5) 休暇等規則第6条第2項第6号の規定による介護休暇を受けて勤務しなかった期間から第8条に規定する日並びに休暇等規則第2条及び第3条の規定により勤務を割り振られなかった日を除いた日が30日を超える場合には、その勤

務しなかった全期間

- (6) 休暇等規則第6条第2項第7号に規定する介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- (7) 育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- (8) 基準日以前6箇月の全期間にわたって勤務した日がない場合には、前各号の規定にかかわらず、その全期間
- (9) 第13条第1項第2号に規定する職員のうち、職員の給与に関する条例の適用を受ける職員として在職した期間については職員の給与の支給に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第1号）第17条第5項の規定により勤務期間から除算される期間及び県立学校教育職員給与条例の適用を受ける職員として在職した期間については県立学校の教育職員の給与の支給に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第11号）第41条第5項の規定により勤務期間から除算される期間
- (10) 第13条第1項第2号に規定する職員のうち、給与条例、企業局職員給与条例又は病院局職員給与条例の適用を受ける職員として在職した期間については前号の規定により除算される期間に相当する期間
- (11) 上記に掲げる期間の他、常勤職員との権衡を考慮し、県教育委員会が定める期間

6 勤務成績による割合は、常勤職員の割合を超えない範囲内で、常勤職員との権衡を考慮し、県教育委員会が定めるものとする。

（勤勉手当基礎額）

**第20条** 条例第6条第4項に規定する教職員が受けるべき報酬の月額に相当する額として教育委員会規則で定める額については、第14条の規定に基づき算定された額とする。

（勤勉手当の特例）

**第21条** 県教育委員会は、勤務の実情等により教職員に特別の事情があると認めるときは、第16条、第17条、第19条及び前条の規定にかかわらず、当該教職員の勤勉手当の支給について、県立学校の会計年度任用職員の例により、別に定めることができる。

#### 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

## 教 育 委 員 会 告 示

### 島根県教育委員会告示第3号

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則第29条に規定する単位の修得基準（平成11年島根県教育委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、令和6年3月29日から施行する。

令和6年3月29日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

第3項第1号の表中「時間の指導法」の次に「（高等学校教諭にあつては、総合的な探求の時間の指導法）」を加える。

第5項の表中「時間及び」の次に「総合的な探求の時間並びに」を加える。

## 教 育 委 員 会 訓 令

### 島根県教育委員会訓令第1号

本 庁  
教育事務所

県立学校

教育職員の任免発令式（昭和61年島根県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

別表第1（その2）の10の(1)を次のように改める。

(1) 支給することとする場合

ア 一般の場合

職 名 氏 名

調整数〇の給料の調整額を給する

期間は発令日の属する年度の末日までとする

イ 期限付任用の場合

職 名 氏 名

調整数〇の給料の調整額を給する

期間は任期が満了する日までとする

ただし、任期が更新された場合は、その任期が満了する日までとする

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

## 島根県教育委員会訓令第2号

本 庁

教育事務所

市町村立学校の学校栄養職員及び事務職員の任免発令式（昭和61年島根県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

第3項中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 事務専門幹

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

**教 育 長 訓 令**

## 島根県教育委員会教育長訓令第1号

本 庁

教 育 事 務 所

埋蔵文化財調査センター

教 育 機 関

県 立 学 校

島根県教育委員会職員被服等貸与規程（昭和47年島根県教育委員会教育長訓令第4号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

別表2の表校務技術業務及び介助業務に従事する職員並びにこれらの者と勤務実態等が同等と認められる会計年度任用職員（会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（平成31年島根県条例第9号）別表第1に規定する一般業務に従事する者をいう。次項において同じ。）の項中「会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例」を「会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償支給条例」に改める。

#### 附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。